

申請日は空欄で持参してください。

新規 更新

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 年 月 日

盛岡市長 ○○ ○○ 様

行政書士等が作成する際、記名・職印が必要。また、委任状（申請者の押印必要）を添付してください。

申請者

〒123-4567

住所 岩手県盛岡市内丸12番2号

氏名 株式会社モリオカ

代表取締役 盛岡 一郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 12-3456-7890

FAX番号 12-3456-0987

上記代理人 岩手行政書士事務所

行政書士 岩手 太郎

住所 岩手県盛岡市内丸11番1号

電話番号 11-2222-3333

FAX番号 11-2222-3334

印

法人の場合は、法人登記事項証明書どおりに記入してください。個人の場合は住民票どおりに記入してください。※個人の場合で屋号の使用を希望する方は（ ）書きで記載してください。例：盛岡 一郎（屋号：盛岡一郎商店）

- ・※1…限定条件はないか。例：無機性汚泥に限るなど。
・※2…ひとつのものとしてまとめて記載のこと。
・ の3種を含む場合のみ、自動車等破砕物の取扱いの有無を記載すること。
・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を記載すること。
・廃棄物の種類ごとに積替え保管を行うかどうか（積替え又は保管を行わない場合は一括して「積替え又は保管は行わない。」と記載する。）を記載すること。

法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けて申請します。

燃え殻、\*1汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、\*2ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの（以上20種類）自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。積替え又は保管は行わない。

《積替え保管を行う場合の記載例》

積替え保管を行う廃棄物：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ

積替え保管を行わない廃棄物：がれき類、石綿含有産業廃棄物を含む。

事務所及び事業場の所在地

事務所

電話番号12-3456-7890

岩手県盛岡市内丸12番2号

（岩手県盛岡市内丸1234番56、78番90）

事業場

電話番号12-3456-0789

岩手県盛岡市若園町2番18

契約事務を行う事務所を記載してください。※『住居表示』で記載。地番が異なる場合は下に（ ）書きしてください。

事業の用に供する施設の種類及び数量

- 1. 車両 ダンプ（2台）、キャブオーバ（2台）、脱着装置付きコンテナ専用車（2台）
2. 容器 脱着装置専用コンテナ（5台）、鋼製バケツ（10個）、ドラム缶（10個）、ポリエチレン缶（5個）、ペール缶（5個）

「地割」、「番地」、「号」等は省略しないこと。

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所

《積替え保管を行わない場合》

《積替え保管を行う場合》

収集運搬の場合は駐車場を記載してください。土地の登記事項証明書のとおり『地番』のみで記載してください。

積替え保管は行わない。

所在地：岩手県盛岡市若園町2番18

・盛岡市内で積替え又は保管を行わない場合は、「積替え保管は行わない。」と記載すること。
・盛岡市内で積替え又は保管を行う場合は記載例に従い各項目を記載すること。（所在地は『地番』で記載のこと。）

面積：20㎡
種類：木くず、がれき類
上限：40㎡
高さ：2m
備考：屋外保管

※事務処理欄

（注）記載例は各様式の記載方法について示したもので、様式間での整合が取れていない場合があります。

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市区名	許 可 番 号	
	盛岡市	1100000001	
	岩手県	令和2年10月1日(申請中)	
		申請中のもの、他の種類の許可を含めて許可を有している許可番号及び申請中の許可を記載すること。(盛岡市の許可も記入すること。)なお、この欄にすべて記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し別紙を添付すること。	
申請者(個人である場合)	申請者が個人の場合はこの欄に記載してください。		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	住 民 票 ど お り に 記 入 し て く だ さ い。「地割」、「番地」、「号」等の省略はしないこと。	
(法人である場合)	ふりがなを忘れずに。	住 所	
(ふりがな) 名 称	株 式 会 社 モ リ オ カ	岩手県盛岡市内丸12番2号	
		法人登記事項証明書どおり記載してください。	
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住民票のとおり、氏名、本籍及び住所を記入してください。(氏名等で旧字体が使用されている場合は、そのとおりに記載すること。内丸12-2のように省略しないこと。番地において、「の」の有無を確認すること。番地等の数字は漢数字かアラビア数字か注意すること。)	
		・外国人の方は、氏名欄には、本名及び通称名(ある場合)、本籍欄に国籍を記入してください。 ・ふりがなも忘れずに記入してください。 ・登記上の役員ではなくても、相談役、顧問等で会社に対して支配力を有する者がある場合は、記載してください。(ただし、講習会の修了者には該当しません。)	
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
もりおか 盛岡 一郎	S20.2.2	岩手県盛岡市内丸12番2号	
	代表取締役	岩手県盛岡市内丸12番2号	
もりおか 盛岡 次郎	S30.3.3	岩手県盛岡市内丸12番2号	
	取締役	岩手県盛岡市津志田14地割37番地2号 岩手ハイツ101号	
きたかみ 北上 梅子	S50.5.5	宮城県仙台市青葉区中央1丁目1番	
	監査役	岩手県北上市芳町2番8号	
はなまき 花巻 さくら	S40.4.4	岩手県花巻市花城町1番地	
	執行役(仙台支店長)	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号	
きん 金 五郎	S30.7.7	韓国	
くじ 久慈 五郎	顧問	岩手県久慈市八日市1番1号	
		役員と同等以上の支配力を有する相談役、顧問等について記載してください。	

法人登記事項証明書にならって記載してください。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき）

発行済株式の総数	1000株		出資の額	10,000千円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本籍	
		割合	住所	
もりおか いちろう 盛岡 一郎	S20.2.2	500株	岩手県盛岡市内丸12番2号	
		50%	岩手県盛岡市内丸12番2号	
かぶしがいしや 株式会社 モリオカ		500株		
		50%	岩手県盛岡市内丸12番2号	
住民票、法人登記事項証明書に記載されているとおりに、 氏名、本籍及び住所を記入してください。 (内丸12-2のように省略しないこと。)				

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
いわて しろう 岩手 四郎	S.20.6.6	岩手県北上市水沢区大手町5番地4
	(岩手支店長)	岩手県北上市水沢区大手町5番地の4

法人登記事項証明書に支配人の登記があった場合、政令使用人として記載すること。なお、役員を兼務している場合は、申請書第2面の役員に記載すること。

使用人に該当する方は、  
 ・本店又は支店の代表者  
 ・事業場、事務所の代表者であって、産業廃棄物処理業に関する契約権限を有する者。  
 使用人のうち、講習会の修了者として認められる者は、本店、支店、事業場又は事務所の代表者であって、盛岡市内における産業廃棄物収集運搬業に関する契約権限を有する者。

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

事業活動に伴って生じた廃棄物をそれぞれの排出事業場において収集し、各産業廃棄物の種類ごとに排出事業者の指定する処理場または、集積場所に搬入する。

なお、適正な処理のために委託契約の締結、マニフェストの運用、処理事業者の許可状況の確認等を行う。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	※ <sup>1</sup> 予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	※ <sup>2</sup> 予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	燃え殻	限定がある場合は ( ) 書きで記載すること。		(株)盛岡産廃 岩手県盛岡市〇〇町 1-1	なし	(一財) 県北 岩手県久慈市■■町 1-1
2	汚泥(無機性汚泥に限る)	6 m <sup>3</sup> /月	泥状	(有)沿岸食品 岩手県盛岡市〇〇町 2-2	なし	(株)産廃 岩手県一関市●●町 1-5
3	廃油	3 t/月		〇〇町 3-3	なし	同上
4	廃酸	3 t/月	液状	岩手味噌(株) 岩手県盛岡市〇〇町 5-5	なし	同上
5	廃アルカリ	3 t/月	液状	(株)イワテ写真館 岩手県盛岡市〇〇町 6-6	なし	同上
6	廃プラスチック類	5 t/月	固形状	(株)岩手プラスチック 岩手県盛岡市▲▲町 2-1	なし	同上
7	<u>紙くず</u>	5 t/月	固形状	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢区〇〇町 1-1 (盛岡市内各工事現場) 建設工事から発生	なし	同上
8	<u>木くず</u>	10 t/月	固形状	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢区〇〇町 1-1(盛岡市内各工事現場) 建設工事から発生	岩手県盛岡市若園町 2番18号	同上

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

排出元等が限定される廃棄物（下線が引かれた廃棄物）については、必ず発生工程を記載してください。

事業計画の概要

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

※1…

- ①建設現場等から発生する場合は、(盛岡市内各工事現場)と記載すること。
- ②予定排出事業場が盛岡市外の場合は、そこを管轄する県等の産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付すること。

性状は、「固形状」、「泥状」、「液状」、「粉状」等の区分を記載すること。

盛岡市内で積替え又は保管を行う場合は記載すること。

※2…

- ① 実際に処理を行う施設の所在地を記載すること。  
所在地は番地、地割等まで記載すること。  
※1 又は※2 のどちらか一方又は両方が盛岡市内であることを留意すること。
- ② 運搬先が盛岡市外の場合は、そこを管轄する県等の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び搬入事業場の産業廃棄物処分業の許可証の写しを添付してください。

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	※1 予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	※2 予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
9	繊維くず	3 m <sup>3</sup> /月	固形状	㈱イワテ建設 岩手県奥州市水沢区○ ○町1-1 (盛岡市内各工事現場) 建設工事から発生	なし	㈱産廃 岩手県一関市●●町1-5
10	動植物性残さ	6 m <sup>3</sup> /月	固形状	(有)沿岸食品 岩手県盛岡市○○町2-2 食料品製造工程から発生	なし	同上
11	動物系固形不要物	6 m <sup>3</sup> /月	固形状	㈱岩手食鳥 岩手県盛岡市玉山○○ 1-1 食鳥処理工程から発生	なし	同上
12	ゴムくず	1 m <sup>3</sup> /月	固形状	岩手ゴム(有) 岩手県盛岡市玉山区■ ■2-2	なし	同上
13	金属くず	3 m <sup>3</sup> /月	固形状	㈱イワテ建設 岩手県奥州市水沢区○ ○町1-1 (盛岡市内各工事現場)	なし	同上
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	8 m <sup>3</sup> /月	固形状	同上 (盛岡市内各工事現場)	岩手県盛岡市若園 町2番18号	㈱イワテ建設 宮古営業所 岩手県宮古市▲▲町2-10
15	鋳さい	2 m <sup>3</sup> /月	粉状	㈱イワテ鋳造 岩手県盛岡市○○町5-5	なし	(一財) 県北 岩手県久慈市■●町1-1
16	がれき類	12 m <sup>3</sup> /月	固形状	㈱イワテ建設 岩手県奥州市水沢区○ ○町1-1 (盛岡市内各工事現場)	岩手県盛岡市若園 町2番18号	㈱産廃 岩手県一関市●●町1-5
17	動物のふん尿	5 m <sup>3</sup> /月	泥状	岩手酪農(株) 岩手県盛岡市玉山▲▲ 12 畜産農場から発生	なし	同上

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

排出元等が限定される廃棄物（下線が引かれた廃棄物）については、必ず発生工程を記載してください。

事業計画の概要

- ――― …排出元等が限定される産業廃棄物
- ・紙くず 建設業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業
  - ・木くず 建設業、木材・木製品製造業（家具製造業含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業  
貨物の流通のために使用したパレット
  - ・繊維くず 建設業、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。)
  - ・動植物性残さ 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業の原料として使用した固形状のもの
  - ・動物系固形不要物 と畜場、食鳥処理場
  - ・動物のふん尿 畜産農業
  - ・動物の死体 畜産農業
  - ・ばいじん
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染防止法の第2条第2項に規定するばい煙発生施設</li> <li>・ ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設</li> <li>・ 産業廃棄物の焼却施設</li> </ul>
---
- において発生する集じん施設によって集められたもの

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	※1 予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	※2 予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
18	動物の死体	5 t/月	固形状	岩手酪農(株) 岩手県盛岡市玉山区▲▲12 畜産農場から発生	なし	(株)産廃 岩手県一関市●●町 1-5
19	ばいじん	1 m <sup>3</sup> /月	粉状	(株)盛岡産廃 岩手県盛岡市○○町 1-1 産業廃棄物の焼却施設の集じん施設から発生	なし	(一財) 県北 岩手県久慈市■●町 1-1
20	産業廃棄物を処理するために処理したもの	3 t/月	固形状	(株)岩手化製 岩手県盛岡市▲▲町 3-1	なし	(株)産廃 岩手県一関市●●町 1-5
21	自動車等破砕物	5 m <sup>3</sup> /月	固形状	(株)岩手破碎 岩手県盛岡市■●町 4-1	なし	(一財) 県北 岩手県久慈市■●町 1-1
22	石綿含有産業廃棄物	5 m <sup>3</sup> /月	固形状	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢区○○町 1-1 (盛岡市内各工事現場)	なし	同上

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

石綿含有産業廃棄物収集運搬する場合には「石綿含有産業廃棄物」について、個別に記載すること。

自動車等破砕物を収集運搬する場合には「自動車等破砕物」について、個別に記載すること。

事業計画の概要

水銀使用製品産業廃棄物については、以下のものを取り扱う。

- ・水銀電池
- ・蛍光ランプ

水銀回収義務のある産業廃棄物については、適正な水銀回収能力を有する処分業者への運搬を行う。

対象物によっては、水銀回収義務がかかる場合がありますので、適正な処分業者に運搬する旨を記載してください。

水銀使用製品産業廃棄物については、許可品目との整合性を確認する必要がありますので、水銀使用製品産業廃棄物の製品や、水銀含有ばいじん等の種類を具体的に記載願います（対象製品は環境省パンフレット等参照）。

＜更新許可申請において水銀廃棄物を含む場合＞  
従来からの取扱いに係る主な排出事業場及び予定運搬先を記載願います。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	※ <sup>1</sup> 予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	※ <sup>2</sup> 予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
23	水銀使用製品 産業廃棄物	1t/月	固形状	A株式会社 岩手県〇市〇町1-1	株式会社モリオカ 積替え保管施設 岩手県盛岡市若園町2-18	α株式会社 岩手県〇市〇町1-1
24	水銀含有ばいじん等	1m <sup>3</sup> /月	泥状	B株式会社 岩手県△市△町1-1	株式会社モリオカ 積替え保管施設 岩手県盛岡市若園町2-18	β株式会社 岩手県△市△町1-1

水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集運搬する場合には、個別に記載すること。

積替え保管施設がある場合、当該施設の所在地等を記載願います。  
**積替え保管施設について、水銀廃棄物の取扱いに係る変更等を行う場合には、事前協議が必要となる場合があります**ので、担当まで御相談ください。

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	ダンプ	岩手 001 あ 11-11	10,000	(所有者) 株式会社モリオカ	
2	ダンプ	宮城 001 い 22-22	10,000	(所有者) 株式会社 〇〇リース (使用者) 株式会社 モリオカ	
3	キャブオーバ	盛岡 001 う 33-33	4,000	(所有者) 株式会社モリオカ	
4	キャブオーバ	宮城 001 え 44-44	2,000	(所有者) 株式会社▲▲レンタ カー	賃貸借契約あり
5	脱着装置付きコ ンテナ専用車	岩手 001 お 55-55	2,000	(所有者) 株式会社モリオカ	
6	脱着装置付きコ ンテナ専用車	宮城 001 か 66-66	2,000	(所有者) 株式会社モリオカ	
7					
8					
9					庸車(車検証上、申請者の使用権原が確認 できない)の場合、使用権原を証する契約 書の有無等について記載の上、当該書類 の写しを提出してください。
10					
事務所の所在地	岩手県盛岡市内丸12番2号 ※付近の見取図を添付すること。			申請書第1面の「事務所及び事業場の所在地」 の内容と統一して記載してください。	
駐車場の所在地	同上 ※ 付近の見取図を添付すること。				
(2) その他の運搬施設の概要				申請書第1面の「事業の用に供する施設の種類及び数量」 の「容器」の内容と統一して記載してください。	
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
フレコンバッグ	燃え殻、ばいじん、石綿含有 産業廃棄物	〇m <sup>3</sup>	〇枚		
ドラム缶	汚泥、廃油、水銀含有ばい じん等	〇m <sup>3</sup>	〇缶		
ペール缶	廃油	〇m <sup>3</sup>	〇缶		
コンテナ	木くず、がれき類、(石綿含有 産業廃棄物を除く)、ガラスく ず・コンクリートくず及び陶磁 器くず(石綿含有産業廃棄物を 除く。)	〇m <sup>3</sup>	〇台		

(3) 積替施設又は保管施設の概要

①所在地

岩手県盛岡市若園町2番18

②保管する産業廃棄物の種類及び保管面積等

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m <sup>2</sup> )	保管体積 (m <sup>3</sup> )	備考
木くず	2	20	40	屋内保管
がれき類(石綿含有産業 廃棄物を除く)	2	20	40	屋外保管

- ・申請書第1面の記載と整合させること。
- ・積替施設又は保管施設がない場合は該当がない旨を記載。

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

許可品目ごとに、運搬車両の名称を記載してください。

(1) 車両毎の用途

収集運搬車両6台を使用し、それぞれの産業廃棄物を運搬する。

① ダンプ

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい

② キャブオーバ

紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

③ 脱着装置付きコンテナ専用車

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、自動車等破砕物

ただし、容器に収納しないものについては1台の車両につき1種類の産業廃棄物を運搬するものとし、1台の車両で複数の種類の産業廃棄物を運搬する場合は、容器に収納する等の混和防止策を講ずる。

(2) 収集運搬業務を行う時間

9時～17時（休憩 1時間）

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

収集運搬業に携わる者のみでなく、全従業員の人数を記載してください。

従業員数の内訳

日付を忘れずに記載してください。  
郵送の場合、送付する日付を記入してください。

令和○年○月○日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4人	1人	1人	2人	6人	8（内2名運転手兼任） 人	1人	21人

役員と同等以上の支配力を有する相談役、顧問等について記載してください。

合計はのべ人数ではなく、実数で記載してください。

5. 環境保全措置の概要 (運搬に際し講ずる措置、積替え施設又

申請する産業廃棄物の種類ごとにどのような措置を講ずるか具体的に記載してください。

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ ダンプ及びキャブオーバでの運搬に際しては、容器をロープで固定し、荷台にシートをかぶせることにより落下等を防止する。
- ・ 容器等の運搬施設に劣化、破損等がないことを使用前に確認する。
- ・ 1台の車両で複数の廃棄物を運搬する場合、運搬容器に入れ、混和を防止する。
- ・ それぞれの廃棄物の性状に応じ、以下のとおり適切な措置をする。

種類	措置
燃え殻、ばいじん	フレコンバッグに収納、密閉したうえで、シートがけをする。
汚泥	水分量の多いものに関してはドラム缶等に入れることにより流出を防止する。
廃油	ドラム缶又はペール缶に入れ、蓋をする。
廃酸、廃アルカリ	ポリエチレン製の容器に入れ、蓋をする。
動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体	分離液のあるものについてはプラスチック製の容器に収納する。
産業廃棄物を処分するために処分したもの	ドラム缶等に入れ、飛散を防止する。
石綿含有産業廃棄物	フレコンバッグに収納、密閉したうえで、シートがけをする。
水銀使用製品産業廃棄物	破砕することのないように、また、他の物と混合しないように区分する。
水銀含有ばんじん等	容器に入れ、飛散流出を防止する。

(2) 積み替え保管施設において講ずる措置

《積み替え保管がある場合》

積み替え後の運搬先が定められている産業廃棄物を、適切に保管できる量を超え、又は性状に変化が生じないうちに搬出する。

《積み替え保管がない場合》

積み替え保管を行わない。

(3) その他

岩手県外において発生した産業廃棄物を盛岡市内に搬入、または、盛岡市内の産業廃棄物を県外に搬出する場合の必要手続きについて記載してください。

県外において発生した産業廃棄物を盛岡市内の処分場に運搬する際には、排出事業者と岩手県の間で事前協議の終了後、搬入する。

また、盛岡市内の産業廃棄物を県外に搬出する場合は、搬出先を管轄する自治体において事前協議等条例で定められている手続きが必要か確認し、必要な場合は事前協議終了後に搬出する。

(第6面)  
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	岩手 001 あ 11-11
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車両の前面（真正面）を撮影すること。</li><li>・ナンバープレートが確認できること。</li></ul>
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・車両の側面（真横）を撮影すること。</li><li>・名称等の車体の表示が確認できること。</li></ul> <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号下6桁」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> <p style="text-align: right;">撮影 令和〇年〇〇月〇〇日</p>

(第7面)  
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	コンテナ	用途	木くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 令和○年○月○日

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)
注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 令和○年○月○日

この様式にはこれから収集運搬を行っていくうえで必要とされるものについて記載すること。  
すでに所有しているものについては記載せず、「新たに資金を必要としない」旨、記載すること。

(第8面)

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	25,000	
土地	購入費 5,000	
事務所1	造成費 2,500	建設費 5,000
事務所2	造成費 1,500	建設費 3,000
収集運搬車両	購入費 2,000	
積替保管施設	造成費 2,000	建設費 4,000
調 達 方 法	自己資金	10,000
	借入金	15,000
	○×銀行	15,000
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

総額と内訳の合計が一致するように留意してください。

・「調達方法の合計」＝「事業の開始に要する資金の総額」になるように留意してください。  
・借入金がある場合は、融資決定書等の写しを添付すること。

第9面は個人申請の方のみ提出してください。

(第9面)

確定申告の日付ではなく、申請日現在の状況を記載する（預貯金残高証明書の日付等）  
青色申告者で貸借対照表を添付する場合には直前期の申告年月日を記載する。

資産に関する調書（個人用）

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価 格、金 額（千円）
現金預金	○×銀行定期預金		3,000
有価証券	(株) ○×の株式	1,000株	
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	110㎡	20,000
建 物	自宅	1棟	12,000
備 品			
車 両	ダンプ	1台	3,000
そ の 他			
資 産 計			38,100
負債の種別			価 格、金 額（千円）
長期借入金			19,000
短期借入金			500
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			19,500

現金預金額を省略しないで記載してください。

土地及び建物の金額は固定資産評価証明書に倣って記載してください。

資産の合計金額を記載してください。

※青色申告者で貸借対照表を作成している場合には、当該表のとおり記載してください。  
なお、事業主貸、事業主借、元入金及び青色申告特別控除前の所得金額は計上しないでください。  
また、土地、建物を貸借対照表に計上していない場合も固定資産評価証明書に基づき計上することができます。

負債欄についても、その有無を記載のこと。  
負債が資産を上回った場合は、中小企業診断士の診断書を添付してください。

(第10面)

## 誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

盛岡市長 〇〇 〇〇 様

申請者  
住所 岩手県盛岡市内丸12番2号  
氏名 株式会社モリオカ  
代表取締役 盛岡 一郎  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

- ・各役員等に確認したうえで、誓約してください。
- ・該当した場合は、不許可となります。
- ・押印は不要です。

産業廃棄物収集運搬業更新申請書の添付書類の省略について

<input type="radio"/>	事業計画（様式第六号の二 第1面）
<input type="radio"/>	事業計画（様式第六号の二 第3面）
<input type="radio"/>	事業計画（様式第六号の二 第4面）
<input type="radio"/>	事業計画（様式第六号の二 第5面）
<input type="radio"/>	積替え保管施設に係る平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
<input type="radio"/>	収集運搬容器等の写真（様式第六号の二 第7面）
<input type="radio"/>	収集場所を管轄する県等（岩手県を含む）の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
<input type="radio"/>	運搬先を管轄する県等（岩手県を含む）の産業廃棄物収集運搬業の写し
<input type="radio"/>	予定搬入事業場に係る産業廃棄物処分業許可証の写し

産業廃棄物収集運搬業の更新申請において、上記一覧表に○印を付した事項については変更ありません。

令和 ○年 ○月 ○日

申請日を記入してください。

申請者氏名 株式会社モリオカ  
代表取締役 盛岡 一郎

押印は不要です。

**【注意】**

更新時、従前から取扱いのある水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等について、取扱うことができる旨を許可証に新たに記載する場合、事業計画に関する書類の省略はできません。